

水谷直樹◎弁護士・弁理士

絵画の鑑定証書に当該絵画の縮小カラーコピーを付加したことが、当該絵画の著作権（複製権）を侵害すると認められた事例

(東京地方裁判所 民事第29部 平成22年5月19日判決 平成20年(ワ)第31609号)

1. 事件の概要

原告Bは、著名な女流画家亡Cの養子であり、亡Cの作品について鑑定業務を行っていました。

これに対して、被告(株)東京美術倶楽部は、美術展の開催および美術品の鑑定等を業としていたところ、平成17年および20年に、亡Cが創作した絵画について鑑定を行い、作成した鑑定証書と当該絵画を縮小カラーコピーしたものを表裏に合わせたうえで、パウチラミネート加工したものを作成しました。

そこで原告は、被告の上記行為は、原告が亡Cおよび原告の父亡Aからそれぞれ著作権を相続した当該絵画を無断複製しており、著作権（複製権）を侵害したとして、損害賠償の支払いを求めて、平成20年に東京地方裁判所に訴訟を提起しました。

2. 争点

本事件での争点は以下のとおりです。

- ① 被告の上記行為は、原告が相続取得した著作権（複製権）を侵害するか
- ② 被告における故意過失の有無
- ③ 原告において権利の濫用が認められるか、被告の行為はフェア・ユースと認められるか

3. 裁判所の判断

東京地方裁判所は、平成22年5月19日に判決を言い渡しましたが、まず争点①について、

「ア 本件絵画1及び2は、……その大きさは、本件絵画1が33.2cm×24.4cm、本件絵画2が41.0cm×31.9cmである。」

「ウ 本件鑑定証書1及び2は、いずれも全体の大

きさが約190mm×約134mmであり、表面に貼付された鑑定証書は、大きさが183mm×120mm、裏面に貼付された本件絵画1及び2の縮小カラーコピーは、大きさが、それぞれ本件絵画1が162mm×119mm、本件絵画2が152mm×120mmである。

エ 本件鑑定証書1の裏面に貼付された本件絵画1の縮小カラーコピーには、緑色と白色の背景、画面下部中央の黒色、灰色及び暗赤色様の幹又は花瓶様のもの、画面全体に主に桃色による花が描かれている。本件鑑定証書2の裏面に貼付された本件絵画2の縮小カラーコピーには、白色の背景、画面下部中央の濃紫色様の花瓶様のもの、画面全体に主に黄色、橙色又は赤色による花が描かれている。」

「(2) 美術の著作物は、一般に、形状、色彩、線、明暗により表現された著作物であり、このうち、絵画は、画材、描く対象、構図、色彩、絵筆の筆致等により思想、感情を表現し、美的要素を備えるものとして、作者の個性的な表現が発揮されているのであれば、著作権の保護の対象となり得るものと解される。

そして、複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうが、美術の著作物である絵画について、複製がされたか否かの判断は、一般人の通常の注意力を基準とした上で、美術の著作権の保護の趣旨に照らして、絵画の創作的な表現部分が再現されているか、すなわち、画材、描く対象、構図、色彩、絵筆の筆致等、当該絵画の美的要素の基礎となる特徴的部分を感得できるか否かにより判断するのが相当である。

本件において、前記認定事実によると、本件鑑定証書1及び2に貼付された本件絵画1及び2の縮小カラーコピーは、本件絵画1を約23%（約4分の1）の、本件絵画2を約16%（約6分の1）の各大きさに縮小したものであり、本件絵画1及び2そのものは提出されていないものの、これらの縮小カラーコピーにおいては、いずれも、画題である『花』が、油彩を画材として、上記構図、色彩及び筆致等により描かれており、その大胆な構図や、単純化された花の表現、鮮やかな色彩の対比や絵の具の塗り重ねによる重厚な印象等、本件絵画1及び2の作風が表れているところである。

そうすると、本件鑑定証書1及び2に貼付された本件絵画1及び2の縮小カラーコピーは、通常の注意力を有する者がこれを観た場合、画材、描かれた対象、構図、色彩、絵筆の筆致等により表現される本件絵画1及び2の特徴的部分を感得するのに十分というべきである。

したがって、本件鑑定証書1及び2に貼付された本件絵画1及び2の縮小カラーコピーは、本件絵画1及び2の美術の著作物としての本質的な特徴的部分が再現されているというべきであり、当該縮小カラーコピーを作製した被告の行為は、本件絵画1及び2の複製に該当すると認めるのが相当である。

(3) 被告は、本件鑑定証書1及び2に貼付された本件絵画1及び2の縮小カラーコピーは、著作権法が本来その保護の対象とする芸術性や美の創作性や感動を複製したものではなく、流通の安全性を図り不正品を防ぐための単なる記号の意味合いにすぎないと主張するが、上記認定のとおり、通常の注意力を有する者がこれを見た場合、本件絵画1及び2の美的要素の基礎となる特徴的部分を感得することができるといえるから、被告の行為は複製に該当するというべきであり、被告の上記主張を採用することはできない。」

と判示したうえで、争点②についても、

「亡Cは、著名な女流画家であり、同人が、同じく画家の亡Dと婚姻し、3人の子をもうけたことは美術業界において比較的よく知られた事実であること、被告は、美術品の鑑定等を業とする株式会社であって、美術業界に属する一員であることからすると、被告は、本件絵画1及び2の著作権が亡Cの親族に相続されて

いることを知り得べきであったにもかかわらず、本件絵画1及び2を複製し、著作権侵害行為に及んだのであるから、被告には、少なくとも過失が認められるというべきである」と判示しました。

さらに争点③については、

「(1) 被告は、原告の本件請求は、権利濫用又はフェア・ユースの法理により、許されないと主張する。

しかしながら、原告は、原告が有する本件絵画1及び2の著作権に基づいて、被告による著作権侵害に対する損害賠償を求めているものであり、特段、被告を害する意図等は認められないこと、本件の請求額も2作品合計で12万円と少額であることからすると、原告の請求が、権利濫用に該当すると認めることはできない。

また、フェア・ユースの法理については、我が国の現行著作権法には、同法理を定めた規定はなく、米国における同法理を我が国において直接適用すべき必然性も認められないから、同法理を適用することはできないというべきである。

したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

(2) なお、被告は、平成21年法律第53号による著作権改正による同法47条の2（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）が、鑑定証書についても適用ないし準用されると主張する。

しかしながら、上記条項は、『美術の著作物……の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が』、当該著作物を『譲渡し、又は貸与しようとする場合には』、『当該権原を有する者又はその委託を受けた者は』、『その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信……を行うことができる。』旨を定めるものであるところ、当該著作物を鑑定し、真作であること証明する目的で作製される鑑定証書は、美術の著作物の所有者その他の譲渡等の権原を有する者又はその委託を受けた者によって作製されたものではなく、また、当該著作物の譲渡等の申出の用に供するために作製されるものと認めることはできないから、前記改正による条文が、その施行前に行われた行為に対して適用ないし準用できるか否かについて検討するまでもなく、上記条項を適用等することはできないというべきである」と

判示し、結論として、被告による原告保有の著作権（複製権）の侵害を認めました。

4. 検討

本事件では、絵画の鑑定証書に付加された当該絵画の縮小カラーコピーが、当該絵画の無断複製物に該当するか否かが争われました。

この点について本判決は、「本件鑑定証書1及び2に貼付された本件絵画1及び2の縮小カラーコピーは、通常の注意力を有する者がこれを観た場合、画材、描かれた対象、構図、色彩、絵筆の筆致等により表現される本件絵画1及び2の特徴的部分を感得するのに十分というべきである」として、当該縮小カラーコピーが無断複製物に該当することを認めました。

著作権法は、複製について、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」と規定していますが（2条1項15号）、実際の判例上では、上記再製の有無を形式的に判断するのではなく、本判決も判示するとおり、① 絵画の創作的な表現部分が再現されているか、② 当該絵画の美的要素の基礎となる特徴的部分を感得できるかという基準に従い、実質的に判断されています。

このため、本件以外の判決、例えば写真の中に“書”が“写り込まれ”ている事例においては、当該写り込まれている“書”は、「作品が本来有していると考えられる線の美しさと微妙さ、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化、筆の勢いといった美的要素を直接感得することは困難である」として、写真撮影に伴う当該“書”の複製の事実を否定しています〔「雪月花事件」——東京高裁平成14.2.18判決 平成11年(ネ)第5641号〕。

もっとも、本事件では、本判決での認定を前提とする限り、上記雪月花事件とは特徴的部分の感得の有無についての前提事実が異なるように考えられます。

上記のとおりであります。当該縮小カラーコピーは、観賞用というよりも鑑定証書が対象とした絵画を視覚的に確認可能とするために付加されたものともいえると考えられます。

このような観点から複製の適法性の有無を検討しようとすると、わが国の著作権法においては、30条以下に個別の著作権の制限規定が存在するものの、フェア・ユースのような一般的な制限規定が存在していな

いため、前記縮小カラーコピーの付加につき制限規定の適用を受けるためには、個別の制限規定のいずれかの適用を前提にすることが、まず求められてきます。

とはいえ、わが国の著作権法においては、本件のような事実関係を想定したうえでの個別の制限規定は存在していないため、個別の制限規定の適用は困難であるように考えられます。

被告は、この点に関して、平成21年の法改正により導入された著作権法47条の2の適用を主張しました。

もっとも、同法47条の2は、美術または写真の著作物の原作品、または複製物を譲渡または貸与しようとする場合に、その申し出の用に供するため、これらの著作物を複製または公衆送信することにつき、著作権者の許諾を得ることを要しない旨を規定しているもので、このため条文の適用要件との関係で、本件のような鑑定証書上への複製物の付加に対して、同条を適用することは困難といわざるを得ません（なお、同条は、本件で複製が問題となった日時よりも後に施行されているため、この点からも適用が困難と考えられます）。

被告は、これ以外に権利濫用論やフェア・ユースの法理の適用をも求めましたが、前者については権利濫用の要件を欠き、後者については規定が存在しないことから、いずれもその適用が否定されています。

本事件においては、絵画の鑑定証書に当該絵画の縮小カラーコピーを付加することが必須であるといえるか否かは必ずしも明らかではありませんが、フェア・ユースのような一般法理に関する規定が存在している場合には、当該規定の適用をめぐる上記の点についての議論が可能になると考えられますが、現行法上では、フェア・ユースのような一般規定が存在していないために、一般論を超えて具体的な議論を行うことがなかなか難しいというのが実情であり、この点は立法論を含めた今後の課題であるといえるでしょう。

みづたに なおき

1973年東京工業大学工学部卒、1975年早稲田大学法学部卒業後、1976年司法試験合格。1979年弁護士登録、現在に至る（弁護士・弁理士、東京工業大学大学院客員教授、専修大学法科大学院客員教授）。知的財産権法分野の訴訟、交渉、契約等を多数手掛けている。